

実績評価書

平成14年9月

政策体系	番 号	
基本目標	1	安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
施策目標	7	血液製剤の国内自給を推進するとともに、安全性の向上を図ること
		血液製剤の使用適正化を推進すること
担当部局・課	主管課	医薬局血液対策課
	関係課	

1. 施策目標に関する実績の状況

実績目標 1	需給動向調査を実施すること					
(実績目標を達成するための手段の概要)						
全国の医療機関を対象として各種血液製剤の使用量の実態を調査する「血液製剤需要動向調査」(概ね5年に1回)と、需要動向調査の一環として、特定の血液製剤を指定し、その適応等を考慮し診療機能に応じて抽出した医療機関を対象に使用指針作成等のためのデータ収集を行う「血液製剤使用状況調査」(毎年)を実施している。						
(評価指標)		H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3
血液製剤使用量 (血液製剤需要動向調査)	全血製剤(単位)	-	11,918	-	-	-
	赤血球製剤(単位)	-	399,587	-	-	-
	血小板製剤(単位)	-	583,042	-	-	-
	血漿製剤(単位)	-	361,551	-	-	-
	アルブミン製剤(L)	-	153,037	-	-	-
	グロブリン製剤(L)	-	78,419	-	-	-
(備 考)						
「血液製剤需要動向調査」については概ね5年に1回行われているところ。						
「血液製剤使用状況調査」の結果(赤血球製剤の平成11年度の使用状況、血小板製剤の平成12年度の使用状況)については、現在、評価中。また、グロブリン製剤の平成13年度の使用状況については、調査中。						
実績目標 2	使用指針等を策定すること					
(実績目標を達成するための手段の概要)						
血液製剤需要動向調査や血液製剤使用状況調査により得られたデータ等に基づき、薬事・食品衛生審議会血液事業部会適正使用調査会の検討等を経て、血液製剤の種類に応じて使用指針を策定している。						
(評価指標)		H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3
使用指針等策定の進捗状況		-	-	3	0	0

(備考)

策定及び改定された使用策定指針等の数である。

2. 評価

(1) 実績目標の達成状況の評価

実績目標 1	需給動向調査を実施すること
有効性	需要動向調査及び特定の血液製剤に係る血液製剤使用状況調査を実施することにより、各血液製剤の使用実態を把握し、さらに、使用指針の策定・見直し等の基礎資料として有効に活用されている。
実績目標 2	使用指針等を策定すること
有効性	これまでに赤血球、血小板、血漿及びアルブミン製剤に関する使用指針を策定したところであり、これの周知を行うことにより、適正使用を有効に推進している。

(2) 施策目標の達成状況と総合的な評価

現状分析	アルブミン等については、使用指針に基づき適正使用が推進された結果、使用量が減少し、国内自給率の向上といった成果が得られている。
施策手段の適正性の評価	血液製剤の使用状況を調査し、その結果を踏まえた使用指針を策定・改正すること等により、適正使用を推進することは、不要な血液製剤の使用を減らすものであり、未知のウイルスによる感染のリスクの低減、輸血用血液製剤の取り違いによる事故防止等を通じて、安全性の向上に寄与するとともに、貴重な献血への依存を軽減し、国内自給の推進に資する。
総合的な評価	これまでの取組により、血液製剤の適正使用は進んできているが、これをさらに徹底するため、今後、血液製剤使用状況調査結果を踏まえ、適正使用の推進方策を検討することとしている。

3. 政策への反映方針

「採血及び供血あつせん業取締法」改正により、血液製剤の適正使用を「基本理念」として明確化し、関係者の責務を明確にするとともに、国の「基本方針」、「献血推進計画」等に基づき、具体的な推進方策を定めることとしている。

4. 特記事項

学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

特になし

各種政府決定との関係及び遵守状況

(「地方分権推進計画」「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本計画」「第10次定員削減計画」「行政改革大綱」等)

特になし

総務省による行政評価・監視等の状況

特になし

国会による決議等の状況(警告決議、付帯決議等)

平成14年6月4日参議院厚生労働委員会において、「血液製剤適正使用推進のため、過剰使用等の原因調査や使用指針普及等を実施すること」との付帯決議が行われている。

また、同年7月24日衆議院厚生労働委員会において、「適正使用のための具体的施策の実施と、特定生物由来製品のリスク・ベネフィットの説明を十分患者にできる環境を整備すべき」との委員会決議が行われている。

会計検査院による指摘

特になし